

大分県立工科短期大学校 エレベーター保守点検業務 仕様書

- 1 委託業務名
大分県立工科短期大学校エレベーター保守点検業務委託
- 2 委託期間
令和8年10月1日～令和9年9月30日
※この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。
- 3 保守業務内容
 - (1) エレベーターの保守点検
 - (2) 付加装置（火災・地震時管制運転及び停電時自動着床装置）の保守点検
 - (3) 故障時の技術員派遣及び対応
 - (4) 電話回線による遠隔監視業務の実施（24時間体制）及び異常発生時の技術員の派遣
遠隔監視に必要な電話料金等の費用は受託者の負担とする。
 - (5) 精密調査（詳細な調査、診断）
- 4 保守対象設備及び設置場所
 - (1) エレベーター（関連機器を含む）「別表1」
 - (2) 大分県中津市大字東浜407-27 大分県立工科短期大学校
- 5 保守業務の実施方法
受託者は「別表1」のエレベーターを良好かつ安全な状態に保つよう、保守点検を実施する。
 - (1) 毎月1回以上、定期的に点検、調整及び注油を行い、必要に応じて受託者の判断により、修理又は取替を行う。
 - (2) (1)のほか、受託者の行う責任管理方式（フルメンテナンス）に従って、保守点検を行う。
 - (3) 年1回以上、精密調査を行い、機械装置の細部を調査し、予防保全措置を行う。
- 6 受託者の費用負担による修理又は取替範囲
エレベーターを常時使用する場合に生ずる摩耗及び損傷によるものとし、修理又は取替範囲は「別表2」に定めるところによる。
受託者は、エレベーターの保守に必要な純正部品又はこれと同等の部品の十分なストックと、安定供給を行うものとする。
点検作業で発生する撤去品及び残材は、受託者の負担で引き取り、搬出するものとする。
- 7 委託者の費用負担による修理又は取替範囲
次のものに対する費用は、別途協議のうえ、委託者の負担とする。
 - (1) 委託者の過失による破損など受託者の責めによらない事由により生じた修理又は取替。
 - (2) 諸法規の改正又は官公庁の命令等による設備の改善等に伴い、委託者が発注する修理又は取替。
- 8 委託者の要請による処置
エレベーターの故障等により、委託者が要請した場合は、受託者は速やかに業務員を派遣し、所要の措置を行うものとする。

別表１ エレベーター設備規格

１ 本館エレベーター

項目	規格
機 種	ロープ式エレベーター
用 途	乗用
積 載 荷 重	7 5 0 k g
定 員	1 1 人
速 度	6 0 m/min
停 止 階 数	3箇所（1～3階）
竣工検査年月日	1 9 9 8 年 2 月 4 日
号 機 呼 称	L A 0 1
付 加 仕 様	車椅子兼用、中央監視盤
付 加 装 置	火災時管制運転装置、地震時管制運転装置、停電時自動着床装置
メ ー カ ー	東芝エレベーター株式会社

２ 研究棟エレベーター

項目	規格
機 種	ロープ式エレベーター
用 途	乗用
積 載 荷 重	7 5 0 k g
定 員	1 1 人
速 度	6 0 m/min
停 止 階 数	4箇所（1～4階）
竣工検査年月日	1 9 9 8 年 2 月 4 日
号 機 呼 称	L A 0 1
付 加 仕 様	車椅子兼用、中央監視盤
付 加 装 置	火災時管制運転装置、地震時管制運転装置、停電時自動着床装置
メ ー カ ー	東芝エレベーター株式会社